

奈良県訓令第十号

各部課室
各出先機関

奈良県収用委員会事務局の設置等に関する規程（平成六年三月奈良県訓令第七号）の
一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

「主幹

次長

主任調整員

副主幹

「次長 調整員

第三条第一項中 主査を 主任主査 に改める。

主事 主査

主任主事

主任技師

主事

技師 ）」

第四条第五項中「指揮」を「命」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「主査」を「主任主査及び主査」に、「指揮」を「命」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 主任主事は、上司の命を受け、高度な知識又は経験が必要とする事務をつかさどる。

9 主任技師は、上司の命を受け、高度な知識又は経験を必要とする技術をつかさどる。

第四条第三項中「指揮」を「命」に、「分掌事務」を「係の事務」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 調整員は、上司の命を受け、担任する調整事務を処理する。

第四条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 主任調整員及び副主幹は、上司の命を受け、担任事務を整理する。

第四条第一項の次に次の一項を加える。

2 主幹は、事務局長の命を受け、担任事務を掌理する。

第四条に次の一項を加える。

11 技師は、上司の命を受け、技術をつかさどる。